

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 33 号

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例（平成29年新潟市条例第35号）の施行期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号に掲げる改正規定以外の規定 平成30年4月1日

(2) 第10条の5第1号の改正規定及び同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第10条の11の2の次に1条を加える改正規定、別表第1の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（同表寺山公園子育て交流施設の保育ルームの項に係る部分に限る。）並びに別表第3に次のように加える改正規定 平成30年4月8日